

隨意契約理由書

件 名	水泳授業支援業務
契約の相手方	スポーツクラブ&スパ ルネサンス豊中
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
随意契約理由	<p>本業務を遂行するにあたっては、当該校である克明小学校の児童の水泳授業時間の確保のため、徒歩での所要時間が片道 15 分以内を条件としている。</p> <p>この条件を満たす相手方は「スポーツクラブ&スパ ルネサンス豊中」しかいないため。</p>
備考	